

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、国民健康保険に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部での不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行う。 ①社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ②所得等の情報を基にした軽減措置の適用、保険料計算及び賦課 ③医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払い業務 ④出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求 ⑤国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査及びその結果に基づく指導 ⑥国民健康保険制度の趣旨普及 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条及び別表の44の項の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ・国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の還付(番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条第8号又は第9号に規定する事務に係るものに限る。)
③システムの名称	事務処理標準システム

2. 特定個人情報ファイル名

- ①国民健康保険資格賦課ファイル
- ②収納管理台帳ファイル
- ③滞納管理台帳ファイル
- ④国民健康保険給付管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表の44の項の項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○番号法別表の135の項 ○松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第3項 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省 (番号法第19条第8号に基づく主務省における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、116、125、131、137、141、145、158、161、164、165及び173の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省における情報照会の根拠) 69、70、71及び160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市福祉推進部健康保険課、保険給付・年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市福祉推進部保険給付・年金課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6376)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	Ⅱ 1 対象人数	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	Ⅱ 2 取扱者数	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	Ⅰ 3 法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	○番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第3項	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	Ⅰ 5 ②所属長	課長 石丸 誠	課長 野本 克彦	事後	人事異動に伴う変更
令和2年4月1日	Ⅰ 1 ②事務の概要		○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	制度改正による追記
令和2年4月1日	Ⅰ 3 法令上の根拠		○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正による追記
令和2年4月1日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠		＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正による追記
令和3年11月11日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正による変更
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード（職員証）やパスワード	2要素認証（ID・パスワード・生体認証（顔認証））	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和5年3月6日	Ⅰ 1③システムの名称	国民健康保険システム	事務処理標準システム	事後	システムの入替に伴う変更
令和5年7月1日	Ⅰ 1 ②事務の概要	右の記述を追記	○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の還付（番号法別表第二省令第二十五条第八号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）	事前	公金受取口座情報取得に係る重要な変更
令和5年7月1日	Ⅰ 3 法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第3項 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○番号法別表第一 項番101 ○松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第3項 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事前	公金受取口座情報取得に係る重要な変更
令和5年7月1日	Ⅰ 4 法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 42の項から45の項まで 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条（情報照会の根拠） 第25条及び第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 42の項から45の項まで 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条（情報照会の根拠） 第25条及び第26条 番号法別表第二 項番121 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	公金受取口座情報取得に係る重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	I 1 ②事務の概要	別表第一30	別表の44	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 1 ②事務の概要	被保険者証、被保険者資格証明書	被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 1 ②事務の概要	番号法別表第二省令第二十五条第八号又は第九号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条第8号又は第9号	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 3 法令上の根拠	別表第一の30	別表の44	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 3 法令上の根拠	別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 3 法令上の根拠	別表第一 項番101	別表の135の項	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項	2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、116、125、131、137、141、145、158、161、164、165及び173の項	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	42の項から45の項まで	69、70、71及び160の項	事後	法改正による変更
令和7年3月19日	I 5 ①部署	保健福祉部国保・年金課	福祉推進部健康保険課、保険給付・年金課	事後	組織変更による修正
令和7年3月19日	I 8 連絡先	保健福祉部国保・年金課	福祉推進部保険給付・年金課	事後	組織変更による修正
令和7年3月19日	IV 1 提出する特定個人情報保護		基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 2 特定個人情報の入手		十分である	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 3 特定個人情報の使用		十分である	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 4 特定個人情報ファイルの取扱		十分である	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 5 特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 6 情報提供ネットワークシステム		十分である	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 8 人手を介在させる作業		十分である	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 8 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 9 監査		[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	法改正による追記
令和7年3月19日	IV 10 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	法改正による追記